

【ABC 消費者情報 Vol. 80】

◎ダイヤモンドの購入を勧誘する不審な封筒の送付にご注意を！

本市では、「頼んだ覚えのないダイヤモンドの購入申し込みの封筒が届いた後、その封筒を取りに来るとの電話があった」などの相談が、3月以降9件寄せられています。不審な封筒が送られてきたときはご注意ください。

■相談事例

- 「ダイヤモンドの権利が当選した」と電話があり、その後「要らないなら権利を譲ってくれ」と知らない会社から電話がくるようになった。
- 「封筒が届いていないか。届いたら取りに来る」との電話があり、後日ダイヤモンドの購入申し込みが入った封筒が届いたが、どうしたらよいか。

■アドバイス

- 相談事例では実際に契約まで至っていませんが、この後、別業者が「後で倍額で買い取るので自分の代わりに購入してくれ」などと言って契約させようとする「買え買え詐欺」につながる可能性があります。
- 「買え買え詐欺」では、実際に買い取り等が行われたケースは確認されておらず、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- 勧誘の電話を受けたときは、早めにきっぱり断りましょう。留守番電話機能を利用して、非通知や知らない番号からの電話には出ないようにするのも一つの方法です。
- トラブルにあっている人の多くが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 不安に感じる事があれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■バックナンバーはこちら

(携帯版) http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

(スマホ・PC版)

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611